

平成 21・22 年度熊本県工事入札参加者資格審査 における格付基準

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱第 2 条第 2 項に規定する格付基準について、次のとおり定めるものとする。

1 等級区分の資格要件

(1) 総合点数の基準

格付に当たっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の結果（以下「経審結果」という。）における総合評点（以下「経営事項評価点数」という。）に、2 に規定する技術事項等評価項目及び数値により算出した技術事項等評価点数を加えた総合点数（以下「総合点数」という。）に応じて、次に定める基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする。ただし、この場合において（2）から（6）までに規定する要件を満たしていなければならない。

なお、前回格付けされた等級から 3 等級以上変動する場合は、2 等級までに止めるものとする。

また、前回格付を受けていない業種については、最も下位の等級に格付けするものとする。ただし、合併による新設会社、協業組合及び事業協同組合について、「建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領」、「建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領」又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」の規定により、総合点数の算定に係る特例措置の適用を受けた業種にあつてはこの限りでない。

等級	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事
A	1010 点以上	1000 点以上 930 点以上	990 点以上	950 点以上	910 点以上
B	870 点以上	800 点以上	860 点以上	790 点以上	780 点以上
C	730 点以上	720 点以上	860 点未満	790 点未満	780 点未満
D	730 点未満	720 点未満			

建築一式工事にあつては上段が A 1 等級、下段が A 2 等級

(2) 建設業許可の種類

土木一式工事特 A 及び A 等級、建築一式工事 A 1 及び A 2 等級にあつては、特定建設業の許可を有すること

(3) 平均完成工事高

等級	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事
A	1億円以上	5億円以上 1億6千万円 以上	1億円以上	1億円以上	1億円以上
B	4千万円以上	5千万円以上	15百万円 以上	15百万円 以上	15百万円 以上
C	2千万円以上	2千万円以上			

建築一式工事にあつては上段がA1等級、下段がA2等級

(4) 1級技術者数（平成20年9月30日現在）

等級	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事
A	3人以上	5人以上 3人以上	1人以上	1人以上	1人以上
B	1人以上	1人以上			

建築一式工事A等級にあつては上段がA1等級、下段がA2等級

(5) 自己資本額

	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事
A	4千万円以上	1億2千万円以上 4千万円以上	2千万円以上	2千万円以上	2千万円以上

建築一式工事にあつては上段がA1等級、下段がA2等級

(6) その他

ア 土木「特A」業者

- (ア) 今回の格付及び直近2回の格付がA等級であること。
- (イ) 平均完成工事高が5億円以上であること。
- (ウ) 1級技術者を5人以上有すること（平成20年9月30日現在）。
- (エ) 自己資本額が3億円以上であること。
- (オ) 経営事項審査による客観的要素の総合評点が930点以上であること。
- (カ) 土木一式工事又は土木一式工事及び建築一式工事を主たる工事の種類として営業を行っていること。

イ 建築「A1」業者

- (ア) 直近2回の格付がA1等級又はA2等級であること。

2 技術事項等評価項目及び数値

(1) 主として請け負う建設工事の種類別工事成績

ア 熊本県発注工事の種類別平均工事成績（平成16年1月から平成20年12月まで）

区 分	点 数
5,000万円以上の工事がある業者	(平均点 - 65) × 12
2,500万円以上5,000万円未満の工事がある業者	(平均点 - 65) × 9
500万円以上2,500万円未満の工事がある業者	(平均点 - 65) × 6
500万円未満の工事がある業者	(平均点 - 65) × 3
工事实績がない業者	加点なし

点数が負の数値の場合は減点となる。

イ 熊本県発注工事優良工事状況（平成19年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
工事成績 85点以上	20点
工事成績 80点以上 85点未満	10点

1年につき1件について評価する。

ウ 熊本県発注工事粗雑工事状況（平成19年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
工事成績 65点未満	1件当たり 20点

(2) 信用の度合（平成19年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
平成19年1月から平成20年12月までの間における 指名停止	1月当たり 20点

1月未満の端数は1月で算定する。

(3) その他

ア 公共工事(国、地方公共団体、公団等発注の元請工事)の完成工事高

区 分	点 数
500百万円以上	80点
400百万円以上 500百万円未満	70点
300百万円以上 400百万円未満	60点
200百万円以上 300百万円未満	50点
100百万円以上 200百万円未満	40点
50百万円以上 100百万円未満	30点
10百万円以上 50百万円未満	20点
10百万円未満	10点
工事なし	0点

2年間平均の公共工事完成工事高に応じ算定する。

ただし、格付の適用年度の前々年度の経営事項審査未受審業者は直前の営業年度（1年分）における完成工事高により評価する。

イ 県関係研修会受講状況（平成19年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
平成19年1月から平成20年12月までの間における (財)熊本県建設技術センター主催の研修会出席状況	出席回数 + 出席人数 2年平均（10点まで）

ウ 専門工事における完成工事高・完成工事高比率(ほ装工事・電気工事・管工事のみ)

(ア) 専門工事の平均完成工事高

区 分	点 数
5億円以上	50点
4億円以上 5億円未満	40点
3億円以上 4億円未満	30点
2億円以上 3億円未満	20点
1億円以上 2億円未満	10点
1億円未満	0点

格付適用年度の前年度の経営事項審査における専門工事の平均完成工事高により算定する。

(イ) 平均完成工事高合計に占める専門工事の平均完成工事高の比率

区 分	点 数
90%以上	90点
80%以上 90%未満	80点
70%以上 80%未満	70点
60%以上 70%未満	60点
50%以上 60%未満	50点
40%以上 50%未満	40点
30%以上 40%未満	30点
20%以上 30%未満	20点
10%以上 20%未満	10点
10%未満	0点

格付適用年度の前年度の経営事項審査における平均完成工事高合計に占める専門工事の完成工事高の比率により算定する。

イ ISO等取得状況（平成20年9月30日現在）

区 分	点 数
ISO9000シリーズの取得	10点
ISO14000シリーズの取得	10点
エコアクション21の取得	5点

ISO14000シリーズとエコアクション21の両方を取得している場合には10点のみ加点する。

オ 大臣、知事表彰状況（平成19年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
平成19年1月から平成20年12月までの間における大臣又は知事の表彰	表彰1件につき10点

表彰者が大臣又は知事の場合に限る。

カ VE提案の採択状況（平成19年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
平成19年1月から平成20年12月までの間における採択状況	1件につき20点

共同企業体（JV）による提案の場合は、出資比率により点数を按分する。

キ 舗装施工管理技術者（平成20年9月30日現在）

区 分	点 数
1級舗装施工管理技術者	1人につき5点
2級舗装施工管理技術者	1人につき2点

ほ装工事の格付のみを加点対象とする。

ク 舗装用機械の保有状況と施工体制（平成20年9月30日現在）

対 象 機 種	規 格	点 数
アスファルトフィニッシャー	舗装幅1.4m以上	20点
マカダムローラー	質量10t以上	10点
タイヤローラー	質量8t以上 公道自走式	10点
モーターグレーダー	ブレード幅3.1m以上 公道自走式	10点

ほ装工事の格付のみを加点対象とする。

～ の3機種は、アスファルトフィニッシャーを保有する者のみに加点する。

同種の機械を複数台所有していても、加点対象は1台のみとする。

機械の自社保有（平成20年9月30日）が確認でき、平成20年9月30日現在で主に舗装工事に従事する常勤の運転手（資格取得者）を3人以上雇用している場合に加点する。

区 分	確 認 事 項
機械の自 社保有状 況	1 自社が所有する場合 ・市町村が発行する償却資産課税台帳に記載されていること。 なお、公道自走式の場合は、平成20年9月30日現在で有効な車 検を受けていること。 2 リース契約の場合 ・企業会計基準委員会が定める「リース取引に関する会計基準」 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づくフ ァイナンス・リース取引に該当する契約であること。 3 子会社が所有する場合 ・市町村が発行する償却資産課税台帳に記載されていること。 なお、公道自走式の場合は、平成20年9月30日現在で有効な車 検を受けていること。 ・会社法第2条第3号、会社法施行規則第3条第1項及び第3 項第1号～第3号に規定する子会社であること。
運転手の 資格取得 状況	下記1及び2のいずれの条件も満たしていること 1 大型特殊免許を有すること。 2 労働安全衛生法第61条による技能講習[車両系:整地・運搬・掘 削]を修了している、又は労働安全衛生法第59条による特別 教育[締固用機械]を修了したこと。なお、技能講習[車両系:整 地・運搬・掘削]を修了したことと同等と認められる場合は以下 のとおりとする。 ・車両系建設機械[整地・運搬・積込及び掘削用]運転技能特例講 習、車両系建設機械運転技能特例講習、車両系建設機械[整地 ・運搬・積込及び掘削用]作業安全技術教育、車両系建設機械[整 地・運搬・積込及び掘削用]運転業務従事者安全衛生教育のいづ れかを修了したこと。 ・建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定1級又は2 級(6種は除く)に合格したこと。 ・職業能力開発促進法による職業訓練等のうち、建設機械運転 科または建設機械整備科の訓練(通信の方法によって行う者 を除く)を修了したこと。

ケ 社会的貢献度

(ア)障害者の雇用状況(平成20年6月1日現在)

区 分	点 数
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく 法定雇用率が適用される者	法定雇用率を達成している 場合 5点
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく 法定雇用率が適用されない者	障害者を1人以上雇用して いる場合 5点

(イ)男女共同参画の推進状況(平成20年9月30日現在)

区 分	点 数
就業規則において育児休業制度及び介護休業制度 の両制度を設けている場合	5点

(ウ) ボランティア活動の状況（平成19年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
平成19年及び20年の各年ともに活動実績がある場合	5 点

(I) 防災協定の締結状況（平成20年9月30日現在）

区 分	点 数
県と防災協定を締結している場合	10 点

（社）熊本県建設業協会、（社）熊本県法面保護協会、（社）熊本県造園建設業協会のいずれかの団体に加入している場合に加点対象とする。

コ 新分野進出の状況（平成19年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
平成19年1月から平成20年12月までの間における新分野進出の状況	5 点

サ 継続学習制度（CPDS）の単位取得状況（平成20年9月30日現在）

区 分	点 数
100 UNIT 以上	20 点
80 UNIT 以上 100 UNIT 未満	16 点
60 UNIT 以上 80 UNIT 未満	12 点
40 UNIT 以上 60 UNIT 未満	8 点
20 UNIT 以上 60 UNIT 未満	4 点
1 UNIT 以上 20 UNIT 未満	1 点
1 UNIT 未満	0 点

（社）全国土木施工管理技士会連合会が実施する継続学習制度を対象とする。土木一式工事及びほ装工事の格付のみを加点対象とする。

シ 新技術開発等への取組状況（平成16年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
特許権の設定登録	1 件につき 10 点
NETIS（新技術提供システム）への登録	1 件につき 5 点
熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録	1 件につき 3 点

ス 労働安全に関する取組状況（平成19年1月1日から平成20年12月31日まで）

区 分	点 数
平成19年1月から平成20年12月までの間における建設業労働災害防止協会熊本県支部が実施した技能講習及び安全衛生教育の受講状況	出席人数1人につき1点（10点まで）

セ 総職員数（平成20年度経営事項審査の審査基準日）

区 分	点 数
平成20年度経営事項審査の審査基準日における総職員数	総職員数 × 当該業種平均完成工事高 / 全業種平均完成工事高（50点まで）

シ 経営事項審査における技術者の評価を同一時点の評価に補正（平成20年9月30日現在）

区 分	点 数
審査基準日（決算日）以降の技術者の増減に応じ経営事項審査の総合評定値影響分を補正	（9/30時点のZ1 - 経審時のZ1） × 0.8 × 0.25

点数が負の数値の場合は減点となる。

タ 企業合併の状況

区 分	点 数
企業合併後3年間	総合点数の15%を加算
企業合併後3～5年間	総合点数の10%を加算

「建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領」に基づき、平成21年1月31日までに適用申請及び継続申請を行い、格付の優遇措置の適用を受けている者を対象とする。

3 土木一式工事特A業者の認定基準

土木一式工事特A業者の認定に当たっては、1の(6)のアの資格要件を満たす者に対し、次の配点を行い、格付評点の上位45者を特A等級に認定する。

- (1) 平均完成工事高 5億円を超えて4千万円増すごとに 1点
- (2) 平均公共工事高 2千万円につき 1点
- (3) 自己資本額 3億円を超えて2千万円増すごとに 1点
- (4) 1級技術者 5人を超えて1人増すごとに 5点
- (5) 2級技術者 5人を超えて1人増すごとに 2点
- (6) 平均完成工事高合計に占める土木一式工事の平均完成工事高の比率

区 分	点 数
90%以上	90点
80%以上 90%未満	80点
70%以上 80%未満	70点
60%以上 70%未満	60点
50%以上 60%未満	50点
40%以上 50%未満	40点
30%以上 40%未満	30点
20%以上 30%未満	20点
10%以上 20%未満	10点
10%未満	0点

2年間平均の公共工事完成工事高に応じ算定する。

- (7) 土木一式工事の完成工事高に占める公共工事の完成工事高の比率

区 分	点 数
90%以上	90点
80%以上 90%未満	80点
70%以上 80%未満	70点
60%以上 70%未満	60点
50%以上 60%未満	50点
40%以上 50%未満	40点
30%以上 40%未満	30点
20%以上 30%未満	20点
10%以上 20%未満	10点
10%未満	0点

2年間平均の公共工事完成工事高に応じ算定する。

この格付基準は、今回だけの基準であり、次回の格付基準では、以下の事項等について、総合的に見直しを検討することとしております。

技術と経営に優れた企業がより適正に評価されるための資格要件及び配点全般
その他

担当：土木部監理課建設業係

電話：096 - 333 - 2485（ダイヤルイン）